

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

令和元年十二月十三日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成30年度・令和元年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 29機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	県央地域振興センター
総務部	川口県税事務所、東松山県税事務所、越谷県税事務所
環境部	東松山環境管理事務所
福祉部	東部中央福祉事務所
保健医療部	春日部保健所、高等看護学院
農林部	寄居林業事務所
県土整備部	秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所
企業局	行田浄水場、水質管理センター
病院局	がんセンター、小児医療センター
教育局	西部教育事務所、東部教育事務所、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、大宮商業高等学校、小鹿野高等学校、川口東高等学校、草加西高等学校、三郷工業技術高等学校、吉川美南高等学校、秩父特別支援学校
警察本部	新座警察署、小鹿野警察署

(3) 監査実施日

令和元年8月19日～令和元年10月18日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	朝霞西高等学校	平成30年度の「灯油単価契約」について、予定価格が160万円を超えた場合は競争入札により事業者を決定し契約すべきところ、随意契約としたことは不適切であった。